

琉球大学学術リポジトリ

外資系企業等の取扱い（対内調整)(1)

メタデータ	言語: 出版者: 公開日: 2019-01-31 キーワード (Ja): 在沖縄米系企業 キーワード (En): 作成者: - メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/20.500.12000/43429

南湖參事官の銀心談

秘
無期限

アメリカ局長
参事官
参事官
北米一課長

条約課長
江地洋三

外資取扱問題
(向米参事官等との懇談)

46. 2. 8
米北1

客年11月24日、向米復帰準備委参事官、
藤原通産省外資課長、西山同省沖縄対策室
長は千葉北米一課長を来訪、本件につき懇
談を行なったところ、先方の語れるところ要旨次
のとおり、御参考まで。(条約課 柳井事務官、
佐藤・加藤 両北米一課事務官同席)

1. 外資取扱問題一般
(1) 本件については、(イ) 時間的範囲の問題

(11月21日以前と以後の問題等)
(ロ) NATIONAL TREATMENTの問題(たとえば
関税、輸入割当の問題等)等があるが、いざ
りにも基本方針は来年1月末か2月には大体
(71)

明らかにし得ると思う。なお(イ)については
かけ込み大企業(例えば、フェアチャイルド)と

除けば中小企業の場合は略々問題ない
(ロ)のうち関税の適用がある程度免かれ得ない
ことについては米側は締めているようである。

(2) 例えば砂糖や肉等は沖縄における
物価問題に影響を及ぼす品目であり、大蔵
省において関税面での格別な扱いを考慮し

得るものと思うが、100%の素といった品目に
なると物価問題との関連も大きく、そうはいかない

と思う。

2. アルコア問題

アルコアは韓国にアルコア・アルミと建設
せんとしている由であり、沖縄への進出は諦め

めたとみられるふしがある。

3. その他

尖閣諸島周辺大陸棚南界問題について
最近 宇都宮篤馬議員や 柳足計議員が

関心を示しているようである。

裁
無期限

外資系企業問題等に関する協議

46.1.27
米北1.

外資系企業の取扱い、外貨送金、課税問題、自由職業等に関し米側より行なわれた要望については、これまで米側より入手した資料に基づき、関係各省において鋭意具体的な検討を進めてきたが、現在までの検討をとりまとめると次のとおり。

1. 外資系企業の取扱い

(1) 手続的には、復帰後すみやかに日本の外資法に基づく認可を受けるための申請をしよう。但し個人営業者は本土外資法上の認可を必要としない。

(2) かかる申請及びその処理を円滑に行なうよう必要な経過措置

として、~~認可を受けるまでの間は琉球政府のライセンスによる事業を継続出来るように~~ ^{子会社} 認可を受けるまでの間は琉球政府のライセンスによる事業を継続出来るように ~~配慮~~ ^{配慮} する。

(3) 実体的には、これまで米側より入手している資料によれば、中小企業に

関する限り大きな問題はなく、(極めて)少数の例外を除いて復帰後

も事業を継続出来る見通してある。

(4) 各個別企業の取扱いに関する日本側の見解は、目下クエスチョナ

に基づいて行なっている検討を終え次第米側にお伝えするつもりで

外務省(2)

ある。各省における作業は、2月末には終了する見とあしてある。

2. 外貨送金、課税等その他の問題についても、今後検討の進捗に

ついてさらに具体的に回答することとしたのか、これまでの検討結果次の

とおり。

(1) 外貨送金

外資法上の認可を受けた企業についてはその投資にかかる元

本、果実の外貨送金については問題ない。

個人の親族への外貨送金等他の場合においても日本本土の法令上

かなり中たぐ送金を認めうることであり、大きな問題はない。本件について現地関係者に~~問題~~が~~かかる~~ことのない~~配慮~~が~~な~~されて~~いる~~としても大きな制限が課せられることはないものと~~言~~え~~る~~。所存である。

(2) 課税問題

すでにお伝えしたとおり、琉球税法及び布令の適用において復帰前

に適正に課税された所得に対しさらに日本税法で遡及課税する

ようなことはしない。

(3) 輸入関税

昨年11月19日発表された復帰対策要綱(オ1次分)において発表されて

※さらに、日本税法(所得税)により、二重課税が回避される。
琉球税法(所得税)により、二重課税が回避される。
琉球税法(所得税)により、二重課税が回避される。

いふとあり、沖縄の観光産業の振興に資するため、沖縄から出域する者

が購入する特定の物品に対する関税及び内国消費税については、復

帰後も一定期間、携帯品免税の範囲内で現状程度の税負担を

維持するような特別措置を講ずることとされている。

(4) 輸出入制度

前述の復帰対策要綱において発表されているとおり、輸出入制度

(関税及び内国消費税の制度を含む。)については、復帰後は本土諸

法令を即時適用するが、このことに

伴う沖縄県民生活及び関係企業への影響と緩和するため、品目又は業種

ごとに必要に応じ輸出実績の尊重、輸入についての特別の配慮及び中小

企業に関する各般の措置を講ずることとされている。

つありである。

3. 外国人の在留資格

1) 復帰後一定期間内に在留資格取得の申請を行ない、出入国管理

庁の令に規定する在留資格を取得する。

2) この在留資格の付与にあたっては、居住経歴や家族の状況等を勘

案して、出来る限り従前認められていたと同様の法的地位を維持するよう好意的

に配慮する。

4 自由職業者の免許資格

(1) 概括的に方針を示すことは困難であり、現在まで進められている関係、

各省庁の検討の過程において、^{弁護士、医者等}主要な

地域制限(沖縄に限る)及び期間

制限(一定年限のみ認めらる)を付して資格試験を受けないこと、従前の

業務の継続を認めようという方向で検討されている。

(前述の復帰対策要綱においても、沖縄人の医師、歯科医師、薬剤師、~~弁護士~~等については

一定期間、沖縄県内において、従前どおりの業務を行なうこと~~が~~の方針が確認されている。

また、^{沖縄人の}弁護士にかつても「沖縄の弁護士資格者

等に対する在留の弁護士資格等の付与に関する特別措置法(484.28)

に基づいて一定期間内資格試験を要することなく、従前の活動を行うことが認められ

ていること、右期間内に資格を取済した場合には活動出来ることとなる。

(期間満了後は)

(2) 個々の問題についてこれまで利用した主要なものは次のとおりである。

X (1) 外国人弁護士

(i) 地域制限等の資格者

(ii) 一定期間に限定した資格者

(iii) 業務の範囲は従前のとおりとする。

(iv) 在留資格の取得前からの

の現況は最高級の承認を受けた者に限る。(但し、右承認は形式的

なものである)

(2) 医師及び歯科医師

× (i) 地域制限の資格とす。

(ii) 業務内容は従前とありとす。

(iii) 沖繩人(医師)に對する措置と均等に
した取柄にとりよるべく標記に

等、といふ。

(iv) 獣(医師)

瑞穂の法に對する直接に取得し

た資格は瑞穂の法に對する
である。

(v) 公認會計士

米國人に對する公認會計士業務

所について同題をいふ認めらる。

知事

秘
無期限

外資系企業問題等に関する
発言要領(案)

昭和46.2.4
アメリカ局北米第一課

外資系企業の取扱い、外貨送金、課税問題、自由職業等に関し米側より行なわれた要望については、これまで米側より入手した資料に基づき、関係各省において鋭意具体的な検討をとりまとめると次のとおり。

1. 外資系企業の取扱い

- (1) 手続的には、復帰後すみやかに日本の外資法に基づく認可を受けるため申請をしよう。ただし、個人営業者は本土外資法上の認可を必要としない。
- (2) かかる申請及びその処理を円滑に行なうよう必要な経過措置として認可を受けるまでの間は、琉球政府のライセンスによる事業を継続できるようにするつもりである。
- (3) 前項の認可にあたっては、基本的には本土の認可基準により処理する。なお、昭和44年11月21日以前から合法的に事業を行な

如何か
行な
る
他のもの
継続
も可
なり

っている企業については、復帰後も従前の業務が継続しうるようできる限り好意的に配慮する。

- (4) 本土の外資法に基づく取扱いのほか、外資企業に関する他の法律、制度上の問題については、別途検討を要することとなるが、一般的には沖縄の内国民と特に差別した取扱いをする考えはない。(ただし、航空、海運関係についてカボタージュが認められないこと、電波管理等本質的に内国民待遇になじまないものがあることは指摘するまでもない。)

- (5) 各企業別の取扱いに関する日本側の見解は、目下クエスチョネアに基づいてなされている各省の検討が終了次第米側に通報する考えである。各省における作業は、2月末には終了する見通しである。

- 2. 外貨送金、課税等その他の問題についても、今後検討の進捗に応じてさらに具体的に回答することとしたいが、これまでの検討結果次のとおり。

(1) 外貨送金

外資法上の認可を受けた企業については、その投資にかかる元本、果実の外貨送金については問題ない。

個人の親族への外貨送金等他の場合においても、日本本土の法令上かなり申広く送金を認めうることもあり、大きな問題はない。本件について現地関係者に困難な事情が生ずることのないよう配慮する。

(2) 課税問題

すでにお伝えしたとおり、琉球税法及び布令の適用によつて、復帰前に適正に課税された所得に対し、さらに日本税法で遡及課税するようなことはしない。

また、外国人に対する課税については、「米^{航海}国との友好通商条約」第11条により、課税に関する内国民待遇が定められている。

(3) 輸出入制度

昨年11月20日発表された復帰対策要綱(第1次)において発表されているとおり、輸出入

制度(関税及び内国消費税の制度を含む。)

については、復帰後は本土諸法令を即時適用するが、このことに伴う沖縄県民生活及び関係企業への影響を緩和するため、品目または業種毎に必要な応じ輸出実績の尊重、輸入についての特別の配慮、及び中小企業に関する各般の措置が講ぜられることとなつている。

3. 外国人の在留資格

(1) 復帰後一定期間内に在留資格取得の申請を行なわせ、出入国管理令に規定する在留資格を付与する。

(2) この在留資格の付与に当つては、居住経歴や家族の状況等を勘案して、できる限り従前認められていたと同様の法的地位を維持できるよう好意的に配慮する。

4. 自由職業者の免許資格

(1) 概括的に方針を示すことは困難であり、現在まで進められている関係各省庁の検討の過程において、弁護士、医者等主要なものについては、地域制限(沖縄に限る)及び期間制

限（一定年限のみ認める）を付して資格試験を受けることなく、従前の業務の継続を認めるという方向で検討されている。

（前述の復帰対策要綱においても、沖縄人の医師、歯科医師、薬剤師等については、一定期間、沖縄県内においてのみ、従前どおりの業務を行なうとの方針が確認されている。また、沖縄人の弁護士についても、「沖縄の弁護士資格者等に対する本邦の弁護士資格等の付与に関する特別措置法」（45.4.28公布施行）に基づいて、沖縄において一定期間のみ資格試験を受けることなく、従前の活動を行なうことが認められているにすぎず、上記期間内に資格を取得しなかつた者には、上記期間経過後は活動できないことになる。）

(2) なお、若干の個別例をあげれば次のとおり。

(1) 獣医師

琉球の法令に基づき、適法に取得した資格は復帰後も沖縄地域においてそのまま認める方針である。

(2) 公認会計士

米国人経営による2公認会計士事務所については、大蔵大臣認可の資格を有しているため問題ない。

(3) 無線通信士、無線技師等

郵政省所管のこれら通信士、技師等については、沖縄の法令に基づく免許を持つていれば問題ない（国籍のいかんを問わない）。

(4) 潜水士、潜水士等

沖縄の法令に基づく免許を持つていれば問題はない。

極 秘
無 期 限
部 内 号

大臣秘書官

アメリカ局長
参事官
北米才一課長

条約課長

沖縄返還交渉

(~~米米省~~ ~~米米省~~ ~~米米省~~)
大蔵省の申請
4. 6. 16

アメリカ局北米才一課

1. 現状と問題点

(1) 農林省は、自給率の向上のため、74年、75年、

(の製造)

チーズ、粉乳、練乳等限定7.6%に71%

あり、50-50の資本自由化を認めよう

100%外資にあり

にあり、~~米米省~~ インターナショナル、

テリズ (International Saires Co.

にあり)

市乳 ~~米米省~~ ~~米米省~~ ~~米米省~~ ~~米米省~~ ~~米米省~~ ~~米米省~~

市乳 ~~米米省~~ ~~米米省~~ ~~米米省~~ ~~米米省~~ ~~米米省~~ ~~米米省~~

市乳 ~~米米省~~ ~~米米省~~ ~~米米省~~ ~~米米省~~ ~~米米省~~ ~~米米省~~

市乳 ~~米米省~~ ~~米米省~~ ~~米米省~~ ~~米米省~~ ~~米米省~~ ~~米米省~~

GA-5

外務省

の生産販売は

(~~農林省~~) の立場。但し農林省は ~~米米省~~ 以外の省に申請するに
2

~~米米省~~ の立場。但し農林省は ~~米米省~~ 以外の省に申請するに
2

難い。短期的には米米省の自由化を促す内容で米米省に交渉する。
米米省への交渉は方針を米米省に委ねる。

米米省 ~~米米省~~ ~~米米省~~ ~~米米省~~ ~~米米省~~ ~~米米省~~

米米省 ~~米米省~~ ~~米米省~~ ~~米米省~~ ~~米米省~~ ~~米米省~~ ~~米米省~~

米米省 ~~米米省~~ ~~米米省~~ ~~米米省~~ ~~米米省~~ ~~米米省~~ ~~米米省~~

米米省 ~~米米省~~ ~~米米省~~ ~~米米省~~ ~~米米省~~ ~~米米省~~ ~~米米省~~

米米省 ~~米米省~~ ~~米米省~~ ~~米米省~~ ~~米米省~~ ~~米米省~~ ~~米米省~~

米米省 ~~米米省~~ ~~米米省~~ ~~米米省~~ ~~米米省~~ ~~米米省~~ ~~米米省~~

米米省 ~~米米省~~ ~~米米省~~ ~~米米省~~ ~~米米省~~ ~~米米省~~ ~~米米省~~

米米省 ~~米米省~~ ~~米米省~~ ~~米米省~~ ~~米米省~~ ~~米米省~~ ~~米米省~~

米米省 ~~米米省~~ ~~米米省~~ ~~米米省~~ ~~米米省~~ ~~米米省~~ ~~米米省~~

米米省 ~~米米省~~ ~~米米省~~ ~~米米省~~ ~~米米省~~ ~~米米省~~ ~~米米省~~

米米省 ~~米米省~~ ~~米米省~~ ~~米米省~~ ~~米米省~~ ~~米米省~~ ~~米米省~~

米米省 ~~米米省~~ ~~米米省~~ ~~米米省~~ ~~米米省~~ ~~米米省~~ ~~米米省~~

米米省 ~~米米省~~ ~~米米省~~ ~~米米省~~ ~~米米省~~ ~~米米省~~ ~~米米省~~

米米省 ~~米米省~~ ~~米米省~~ ~~米米省~~ ~~米米省~~ ~~米米省~~ ~~米米省~~

米米省 ~~米米省~~ ~~米米省~~ ~~米米省~~ ~~米米省~~ ~~米米省~~ ~~米米省~~

米米省 ~~米米省~~ ~~米米省~~ ~~米米省~~ ~~米米省~~ ~~米米省~~ ~~米米省~~

米米省 ~~米米省~~ ~~米米省~~ ~~米米省~~ ~~米米省~~ ~~米米省~~ ~~米米省~~

米米省 ~~米米省~~ ~~米米省~~ ~~米米省~~ ~~米米省~~ ~~米米省~~ ~~米米省~~

米米省 ~~米米省~~ ~~米米省~~ ~~米米省~~ ~~米米省~~ ~~米米省~~ ~~米米省~~

米米省 ~~米米省~~ ~~米米省~~ ~~米米省~~ ~~米米省~~ ~~米米省~~ ~~米米省~~

米米省 ~~米米省~~ ~~米米省~~ ~~米米省~~ ~~米米省~~ ~~米米省~~ ~~米米省~~

米米省 ~~米米省~~ ~~米米省~~ ~~米米省~~ ~~米米省~~ ~~米米省~~ ~~米米省~~

米米省の立場。但し農林省は米米省以外の省に申請するに

米米省の立場。但し農林省は米米省以外の省に申請するに

GA-6

外務省

(2) 米米省 ~~米米省~~ ~~米米省~~ ~~米米省~~ ~~米米省~~ ~~米米省~~ ~~米米省~~

7あると意見もあり、由下ありが、製糖原料

工場が現稼が現状とありてありて身

業上同社が本工の進出にてくること

及びそのうち、石炭等も同社

の中土進出の^意目的はありあり

(3) 食肉等の輸入にともなう、沖鋒人

金持が象徴に影響を及ぼすこと

をいふに及ばぬ配属が重要なり。

従来輸入実績が著しくありおる

こと。

3. 輸入の交渉、11月 即進言いたす。

GA-6

外務省

おた局長への交渉か
課長の口

極 秘
無 期 限
部 内 号

大臣秘書官

アメリカ局長
参事官
北米第一課長

条約課長

沖鋒返還交渉
(双国政府申請書)
大臣

86. 4. 16

アメリカ北米課

1. 現状の経過

(1) UOA 11.27日 締結されたこと。

(2) 極東放送 (FEBIC, USCAR) の免許申請
営業に及ばぬ、前にも同団体法人に22組、

現在251社に申請中。日英中3ヶ国語
に15社送付済 (うち、中共向けリスト送
付済、その中11社)

放送放送を合意した(2.11.3) 日、その前
に、わが国電波法と米連邦法との基準

GA-5

外務省

に合致するよう、全米父子戸調書を

STBに (T. 2. 10、日本2-10 NHKの海外放送STBに) とも認識し、

海外放送部内の子集団に移転するとの意向を明示し(2007年)との態度

を平(2008年)郵政省は、FEBCは外国性の点より(外国資本の構成

比率が高い、施設もFEBC California (本邦)の財産を譲り受けたもの、
他のも

機能の 復帰後 戻りとの懸念の内題も不十分(不十分) 復帰後

態度を押し出した。

存続は認められぬ。

2. 不存続宣言 (極東放送) 同。VOAは別格

(1) (VOAは別格として解決)

極東放送の存続に米政府も重視しており、

FEBCに 同様に日本の法令に

郵米上層間で米大使にも事情が判明

適合するよう努力を惜しむとの姿勢を

も
平(2007年)に 金鑑、また(2007年)迄
交渉を円滑に取り進めようとの見地から、

~~STBに~~ 存続せしめ
本土法令に適合した条件で存続せしめ

に 決意 する。

3. 大臣申請の状況

局長の申し立てにより更に郵政省と協議し、大臣

の承認を得るに郵政大臣へ申請を願うことと致

す。

極 秘
無 期 限
部の内
号

大臣秘書官

アメリカ局長

参 事 官

条約課長

北米第一課長

沖縄返還交渉
(約 2 州省 申入此)

46. 4. 16

アメリカ局北米第一課

1. 地租と回送金

後戻り後の外国人弁護士の活動に對し、

其期間の制限は地域制限を付するべきか、

付するべきかととの2点に對し、

そのたとは、今般に2州省1州、

αとβの2州地方針案(=2州省の

決定するもの)と呈呈した。与外事務的

決定するもの)と呈呈した。与外事務的

決定するもの)と呈呈した。与外事務的

決定するもの)と呈呈した。与外事務的

決定するもの)と呈呈した。与外事務的

決定するもの)と呈呈した。与外事務的

決定するもの)と呈呈した。与外事務的

決定するもの)と呈呈した。与外事務的

決定するもの)と呈呈した。与外事務的

決定するもの)と呈呈した。与外事務的

決定するもの)と呈呈した。与外事務的

決定するもの)と呈呈した。与外事務的

決定するもの)と呈呈した。与外事務的

決定するもの)と呈呈した。与外事務的

GA-5

外務省

~~2州省を1州に統合し、~~

~~交渉~~

2. 暫定交渉

(1) 暫定交渉の目的は、

次に示す通り、

別添の2. 暫定交渉の目的は、

同3. に示す通り、

の準備を

GA-6

外務省

極 秘
無 期 限
字 通 2 部 の 内
イ 第 一

極 秘

案

46
4
15

- 一 昭和四六年一月一日以降引き続き沖縄において外国人弁護士の業務に従事している者に限ること。
- 二 最高裁判所の承認を受けることを条件とすること。(この場合最高裁判所は日本弁護士連合会の意見をきくこととなる。)
- 三 従前どおり外国法に關してのみ弁護士の業務を行なうことができらるものとすること。
- 四 法律事務所は沖縄地域に設けることを義務付けること。

極 秘
無 期 限
部 の 内
号

大臣秘書官

アメリカ局長

参事官

参事官

北米才一課長

~~印~~

沖繩返還交渉

(在厚生省に於ける)

根拠の申入れ 46. 4. 16

アメリカ局北米才一課

1. 現状及び今後の進展 (歯科医師)

(1) 復帰後の外国人医師の取扱ひに
在沖

ついで、厚生省に於ける

復帰後、琉球政府による医師免許

復帰後において

受けてゐる者についで、~~免許~~ 暫定措置

講義等を受けること、(2) 復帰後

復帰前と別々の業務を継続し得ること (2) 向英語

たつてはローテーションベースで来沖する

外国人医師に ついで、本土

等 (厚生省に於ける Adventist Medical Center において 医師協会の)

GA-5

国永 局長
印
外務省
に
送
付
す

~~本上の注合に於て~~

いづれが原則であり、厚生省の行政運用に

ついで、このことと関係する。42417 有るが

来訪に際しては、各局に何らかの

~~各局の措置の必要と認めらるる~~

こととする。

2. 大正発言等

(8777 等にて 発言等については)

GA-6

外務省

カネコ 博士の返還交渉に際しては、厚生省の行政運用に付いては、各局に何らかの措置の必要と認めらるることを注意する。

(2) 米例は、向題と在るの仕 米例の Adventist

Medical Center あり、⁽¹⁾同病院では1日

12 200人 友の 250人 米 神鏡人が 診療
大抵

を 受けてあり、神鏡人の 厚生に 貢献して
後帰後米

子と、(b) 10年 以上 在る 医師が 附伴

7 年 以上 思ふが、右 施設 の 運営 在る

保つた 如きは 米人の 医師が 本要 である

と 思ふ 以上、(a) 今後 同施設 として 8人

の 医師、3人の 歯科 医師 以上 に 配属 せ

る こと あり、後 帰後 米 継続 して 運営 せ

る こと あり、配属 した 医師 毎 年 査定 され こと

2. 大臣 発言 要旨

(1) 神鏡 においては 医師が 極度 に 不足 して

いふ こと である が、大 米 級 精神 科 として の

この 医療 計画 に入 った 後 帰後 米 出来

る こと あり、配属 した こと あり。

(2) 痛降 ⁽¹⁾も、ゆくゆくは 日 米 人の 医師 に 対し

て 考へ たい こと あり、右 が 可能 ならば
或は 後 帰後 米 の 内

子 由、交代 要員 として 米 医師 等に 対し
同 病院 医師 等

英語 で 資格 を 取得 せよ こと あり、等 級 の こと
配属 せよ こと あり。

神鏡 後 帰後 米 配属 せよ こと あり。

と 考へ たい こと あり、右 例 と 同様

互いの経済的

(若し、右が困難であれば、同病院)

が継続して運営され、沖島の木材の厚生施

設と此種条件の履行を協議せざる可から

ず。此種協定案の目的を明瞭に記すに

可)

3. 申入れのタイミング。

事務当局において ~~申請~~ ^{別添紙の目上} ~~申請~~ ^{右のタイミング} ~~申請~~ ^{修正中}

~~申請~~ ^{修正中} 大臣の厚生大臣へ申入れ
を考慮して23日頃に

7日頃に提出したい。

極 秘
無 期 限
部 の 内
号

大臣秘書官

アメリカ局長

参事官

条約課長

北米第一課長

沖島の還交済

(対通産省申入れ)

46. 4. 16

米北1

1. 現状と問題点

在沖外資系企業の取扱いは以下の通り。

復讐後、沖島に於いて現行の経済活動
を認めるとの方向で検討が行われている。

但し輸入クォータの問題については、米側
より、復讐前1年間の実績を尊重する。

スペシフィック・アライアンスを以てしての要請
があり、通産省は従来の実績を尊重する。

一般的方針としては、スペシフィック

ア・コ・ア・ス・エ・フ・エ・の・関・に・つ・い・て

難色を示してはいる。

2. 大臣発言要旨

(1) 外資系企業取扱問題については通商協力の協力を多とする。

(輸入)

(2) コーポの問題については前向きに検討願う。

極秘
無期限
部の内
号

大臣秘書官

アメリカ局長
参事官
北米第一課長

森鈞課長

中米(北米)交渉
(対米交渉中心)

46. 9. 16

アメリカ北米第一課

1. 現状と問題点

目録紹介業は ① 加勢占的に ST 50% には

100% 70%、 芝能人、 特殊業 1-70%
問題あり。

2. 大臣発言要旨

北米米草卸隊は 芝能人 特殊業

については、 前向きに 前向きに 施策は
検討願う、 検討願う。

極 秘
無 期 限
部 の 内
号

大臣秘書官

アメリカ局長

参事官

参事官

北米第一課長

沖(他)運送交渉
(外運輸省申込)

46. 16

アメリカ北米第一課

1. 現状と問題点

(1) 航空問題については、カボナーゴ、T&T

の米運送に57万ポンドを以て21年及び
最少限度の暫定期間を認め(米側の

年数については運輸省と検討中)との交渉
2-27米交渉中。

(2) 外国人企業に於て

(1) 国防コリター一貫輸送、(2) 内航
運送業(カボナーゴ)、(3) 内航船客船
運送業は認めらるる。

GA-5

外務省

2

2. 大臣発言要旨

内航運送業 (T&T, Great Everett
及び American Mail) の2社に

57万ポンドを以て(2) 認めらるる。この
二社に21年米側を認めて交渉

2-27。

その他諸問題については前記に検討を

願う。

GA-6

外務省

極 秘
無 期 限
部 の 内
号

大臣秘書官

アメリカ局長

参事官

齋藤課長

北米第一課長

沖繩(返還)交渉
(対建設省申入4)

46. 4. 16

アメリカ局北米科課

1. 現状及び問題点

建設省は、不動産業に米外資

自由化後と非自由化品目とあり、後行後
100%外資、不動産業の問題に付いて、

本土進出の旨、現状の営業規模の
拡大を一切認めない、且し、沖繩地域

内、且つ米軍基地内と米軍との契約に
基いて業務にのみ限定するとの旨を以て
復帰後の業務進出の認めない旨との

GA-5

外務省

立てることを要する。

2. 大臣発言要旨

本54年11月12日、この国土地政策上の考慮を

222-260-5、返還交渉全般との関連を
基として、前記に検討を進めよう

117-7-5T-11。

GA-6

外務省